

火災予防上の命令を受けている防火対象物及び危険物施設一覧表

2 0 2 6 年（令和 8 年） 9 月 1 7 日更新

番号	項 目	内 容
2	所在地	広島県福山市南手城町四丁目 1 9 番 3 号
	名称	株式会社フセパーツ
	命令を受けた者の名前	株式会社フセパーツ 代表取締役社長 布施 宏敏
	根拠法条	消防法第 1 6 条の 6 第 1 項
	命令事項	上記防火対象物に貯蔵されている危険物第四類第一石油類（非水溶性）4 1 4． 6 7 7 リットル、第一石油類（水溶性）0． 3 3 6 リットル、アルコール類 9． 0 2 6 リットル、第二石油類（非水溶性）8． 1 4 リットル、第二石油類（水溶性）2． 8 8 リットル、第三石油類（非水溶性）8 1． 2 2 4 リットル、第三石油類（水溶性）1， 0 4 8． 4 2 リットル及び第四石油類 6， 9 9 4． 9 5 リットルを 2 0 2 6 年（令和 8 年） 9 月 2 5 日までに除去すること。
	発令年月日	2 0 2 6 年（令和 8 年） 9 月 1 7 日
	管轄消防署等	消防局予防課
番号	項 目	内 容
1	所在地	広島県福山市引野町 2 7 3 番地 1
	名称	オールドスター
	命令を受けた者の名前	板倉 陽生
	根拠法条	消防法第 1 7 条の 4 第 1 項
	命令事項	1 2 0 2 6 年（令和 8 年） 6 月 3 0 日までに、消火器具をその能力単位の合計が 2 5 単位以上となるよう、技術上の基準に従って設置すること。 2 2 0 2 6 年（令和 8 年） 6 月 3 0 日までに、2 階、4 階及び 5 階に消火器具を技術上の基準に従って設置すること。 3 2 0 2 6 年（令和 8 年） 6 月 3 0 日までに、5 階の合成樹脂類（その他のもの）に対して、消火器具を技術上の基準に従って設置すること。 4 2 0 2 6 年（令和 8 年） 6 月 3 0 日までに、1 階及び 3 階に設置されている消火器具のうち、床面から 1． 5 メートルを越える位置に設置されているものについて、床面から 1． 5 メートル以下の位置に移設すること。 5 2 0 2 6 年（令和 8 年） 6 月 3 0 日までに、1 階及び 3 階の消火器を設置した箇所に「消火器」と表示した標識を

様式第 1 3 号の 2（規程第 2 2 条・要綱第 1 8 条関係）

		見やすい位置に設けること。 6 2026 年（令和 8 年）6 月 3 0 日までに、消火器具を 3 階の各部分から歩行距離 2 0 メートル以下となるよう、 技術上の基準に従って配置すること。 7 2026 年（令和 8 年）1 1 月 1 0 日までに、建物全体 に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。 8 2027 年（令和 9 年）1 月 5 日までに、1 階、3 階及 び 5 階の自動車の修理又は整備の用に供される部分に泡消 火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は 粉末消火設備を技術上の基準に従って設置すること。 9 2026 年（令和 8 年）1 2 月 1 5 日までに、建物全体 に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置するこ と。
	発令年月日	2 0 2 6 年（令和 8 年）5 月 2 6 日
	管轄消防署等	東消防署

（注）本表は、発令年月日が遅いものから順に表示しています。
なお、番号は、発令年月日を基に付しています。